

大学共同利用機関法人自然科学研究機構における求職者等への
セクシュアル・ハラスメントに対する基本方針

令和 8年 9月10日
機 構 長 決 定

1. はじめに

大学共同利用機関法人自然科学研究機構（以下「機構」という。）は、求職者その他これに類する者（以下「求職者等」という。）による求職活動その他求職者等の職業の選択に資する活動（以下「求職活動等」という。）において行われる、機構が雇用する職員による性的な言動により、求職者等の求職活動等が阻害されることを防止します。

求職活動等における求職者等へのセクシュアル・ハラスメントは、研究教育機関としての信用を失墜させる許されない行為であり、機構はこれを一切容認しません。

機構では、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（男女雇用機会均等法）その他関係法令を遵守し、必要な措置を講じます。

本方針は、機構ウェブサイト等を通じて機構内外に広く周知します。

2. 機構における求職者等へのセクシュアル・ハラスメントの定義

「求職者等へのセクシュアル・ハラスメント」とは、求職活動等において行われる機構が雇用する職員による性的な言動により、求職者等の求職活動等が阻害されるものを指します。

求職者等とは、求職者に加え求職者に類する者として、機構の実施する職員の採用に資する活動に参加する者や機構において実習等を受ける者を指します。

求職活動等とは、求職者が行う求職活動や求職者に類する者が行う職業の選択に資する活動を指し、例えば以下のものがあり、SNS等のインターネットを介したものやその他インターネット上で行われるものも含まれます。また、機構が雇用する職員が通常就業している場所で行われるものに限りません。

（求職活動等の例）

- ・ 機構の採用面接への参加
- ・ 機構の就職説明会への参加
- ・ インターンシップへの参加

3. 機構における求職者等へのセクシュアル・ハラスメントに当たり得る行為の例

次のような行為を指します。なお、あくまでも例示であり、これらに限られるものではありません。

- 一 少人数の説明会において、職員が求職者等の腰、胸等に触ったため、当該求職者等が苦痛に感じてその求職活動等の意欲が低下していること。
- 二 機構が実施するインターンシップにおいて、職員が求職者等に対して性的な冗談やからかいを意図的かつ継続的に行ったため、当該求職者等が苦痛に感じてインターンシップ中の活動が手につかないこと。
- 三 機構が実施するインターンシップにおいて、性的な内容を含むポスターの掲示や画面の表示等を行っているため、求職者等が苦痛に感じてインターンシップ中の活動が手につかないこと。
- 四 面接中、面接官を務める職員から性的な事実に関する質問を受け、求職者が苦痛に感じてその求職活動の意欲が低下していること。
- 五 求職者等が職員への訪問を行った際、当該職員に性的な関係を求められ、当該求職者等が苦痛に感じてその求職活動等の意欲が低下していること。
- 六 インターンシップ中に職員が求職者等を執拗に私的な食事に誘い、当該求職者等が苦痛に感じてその求職活動等の意欲が低下していること。

4. 求職活動等に関する遵守事項

(1) 面接時間及び場所の指定

採用に関する面接や面談は、社会通念上許容される時間に行い、また、機構内の会議室等又はオンラインで実施し、機構外の飲食店等で実施することを厳禁とします。

(2) 実施体制

採用に関する面接や面談は、原則として複数名（2名以上）で実施するものとします。

(3) 求職活動等に用いる連絡手段（SNSの指定等）

求職者等との求職活動等に係る連絡は機構及び機関等の公式メールや電話番号を介してのみ行い、職員個人の私的連絡先（個人のSNSや携帯電話等）を用いた直接のやり取りを禁止します。

(4) 求職者の連絡先の秘密保持

採用担当部署以外の者に対し、原則として求職者の住所及び連絡先等を開示しません。

(5) 職員の公募

求職の公募に当たっては、(1)から(4)までの内容を記載、もしくは本方針を別途示します。

5. 被害者の尊重及び違反者への厳正な処分

機構は、求職者等の人格と尊厳を守ることを最優先とします。また、求職者等に対するセクシュアル・ハラスメント行為の事実が確認された職員に対しては、就業規則に基づき、懲戒解雇を含む厳正な処分を行います。

6. 求職者等の相談窓口及び体制

機構への求職活動等において、不適切な言動を受けたとき、または不安を感じたときは、選考の可否にかかわらず、次の窓口にご相談ください。相談・通報を受けたときは、迅速に事実関係を調査します。

なお、相談者のプライバシー及び秘密は厳密に保護されます。

また、セクシュアル・ハラスメントの相談・通報をしたことを理由に、採用選考において不利益な扱いを受けることは絶対にありません。

該当機関等	相談窓口	電話番号	E-mail
事務局 共創戦略統括本部	事務局 人事労務課労務係	03-5425- 1897	nins-rohmu (at) nins.ac.jp
国立天文台 アストロハ イロジ ーセンター	国立天文台 総務課職員係	0422-34- 3654	so-shokuin (at) dl.nao.ac.jp
核融合科学研究所	核融合科学研究所 総務企画課職員係	0572-58- 2012	shokuin (at) nifs.ac.jp
基礎生物学研究所 生理学研究所 分子科学研究所 岡崎共通研究施設 生命創成探究センター 岡崎統合事務センター	岡崎統合事務センター 人事労務課職員係	0564-55- 7114	h-soudan (at) orion.ac.jp

※ 電話の場合は、平日の 9:00～16:00 の時間帯にご連絡ください。

※ メールアドレスの「(at)」は「@」に置き換えてください

7. セクシュアル・ハラスメント以外の行為等への対応

求職活動等におけるパワー・ハラスメントに類する行為（求職者等の性的指向・ジェンダーアイデンティティに関する侮辱的な言動を行うこと、求職者等の性的指向・ジェンダーアイデンティティ等の機微な個人情報について、当該求職者等の了解を得ずに他の者に暴露すること又は当該求職者等が開示することを強要する若しくは禁止すること等を含む。）、求職活動等における妊娠、出産等に関するハラスメントに類する行為及び求職活動等における育児休業等に関する行為等についても、セクシュアル・ハラスメントと同様に対応します。

8. 職員からの苦情相談等に係る不利益取扱いの禁止

職員が、苦情相談、当該苦情相談に係る調査への協力、その他ハラスメントに関し
正当な対応をしたことを理由として、不利益な取扱いを行いません。